

取政倫審発第4号
令和3年11月29日

茨城県南水道企業団
企業長 藤井信吾様

取手市政治倫理審査会
会長 高久匡志

取手市政治倫理審査会における調査請求案件に係る調査について

標記の件につきまして、現在、取手市政治倫理条例第14条第1項の規定に基づく調査請求が提出されており、現在、当審査会において調査を行っています。

この調査に関し確認の必要が生じていることから、下記の事項につきまして、同条例第11条第2項の規定に基づく必要な調査として、貴企業団に本文書をもって確認させていただきます。

御多用の折、また期間が短く誠に恐縮ですが、令和3年12月7日（火・必着）までに、文書にて当審査会まで御回答くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、この調査に対する回答は義務ではありませんが、審査会の審査に必要な範囲で行っているものであり、審査会として判断するために必要な調査ですので、できる限り御協力ください。

参考となる条文を添付させていただきますとともに、本調査に対し確認されたい事項等がありましたら、裏面連絡先まで御連絡ください。

記

- 1 貴企業団が執行する指名競争入札における業者選定において、企業長は選定過程に関与していますか。また、選定過程に関与している場合には、どのような形で関与していますか。
- 2 貴企業団が執行する指名競争入札における指名業者選定の最終決定権者は、誰になりますか。
- 3 上記1・2について、その御回答を裏付ける資料の写しを御提出ください。

<問い合わせ先>

総務課 担当：松崎，山本，沖淵

TEL：0297-74-2141 内線 1125

FAX：0297-73-5995

E-mail：soumu@city.toride.ibaraki.jp

(参考条文) 取手市政治倫理条例 一部抜粋

(取手市政治倫理審査会の設置)

第11条 政治倫理確立のため必要な事項の調査，資産等報告書等の審査その他の処理を行うため，法第138条の4第3項の規定に基づき，取手市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は，市民から第14条の規定による調査請求があった場合は，市長等及び議員から事情を聴き，若しくは資料の提出を求め，又はその関係者に対し必要な調査をすることができる。

(3から8まで 略)

(市民の調査請求権)

第14条 市民は，次に掲げる場合にあつては，これを証する資料等を添え，市長等に係るものについては市長に，議員に係るものについては市議会議長（以下「議長」という。）に対し，調査を請求することができる。

(1) 閲覧に供された資産等報告書等に疑義があるとき。

(2) 市長等又は議員が第4条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあるとき。

(3) 市長等又は議員が第19条第1項の規定に違反する疑いがあるとき。